

第108期定時株主総会 招集ご通知

日時 平成25年6月21日（金曜日）午前10時
場所 福島県郡山市中町19番1号
当行本店大会議室（6階）
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）



証券コード：8563

目次

第108期定時株主総会招集ご通知	1
------------------	---

添付書類

第108期事業報告

1. 当行の現況に関する事項	3
2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項	11
3. 社外役員に関する事項	13
4. 当行の株式に関する事項	15
5. 当行の新株予約権等に関する事項	16
6. 会計監査人に関する事項	17
7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の 在り方に関する基本方針	17
8. 業務の適正を確保する体制	17
9. 会計参与に関する事項	19
10. その他	19

第108期計算書類

貸借対照表	20
損益計算書	21
株主資本等変動計算書	22

第108期連結計算書類

連結貸借対照表	33
連結損益計算書	34
連結株主資本等変動計算書	35

監査報告書

会計監査人の監査報告書謄本	53
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本	54
監査役会の監査報告書謄本	55

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件（会社提案）	56
第2号議案 取締役5名選任の件（会社提案）	57
第3号議案 定款一部変更の件（1）（株主提案）	60
第4号議案 定款一部変更の件（2）（株主提案）	64
第5号議案 過去退任役員に対する役員退職慰労金の 支給の件（株主提案）	65

(証券コード8563)
平成25年6月3日

株 主 各 位

福島県郡山市中町19番1号

株式会社 **大東銀行**

取締役社長 鈴木 孝雄

第108期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当行第108期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下さいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成25年6月20日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成25年6月21日（金曜日）午前10時
2. 場 所 福島県郡山市中町19番1号 当行本店大会議室（6階）
3. 株主総会の目的事項
報告事項 1. 第108期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで） 事業報告及び計算書類報告の件
2. 第108期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで） 連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

<会社提案（第1号議案から第2号議案まで）>

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役5名選任の件

<株主提案（第3号議案から第5号議案まで）>

- 第3号議案 定款一部変更の件（1）
- 第4号議案 定款一部変更の件（2）
- 第5号議案 過去退任役員に対する役員退職慰労金の支給の件

上記の株主提案（第3号議案から第5号議案まで）についての「議案の内容」及び「提案の理由」は、後記の株主総会参考書類に記載のとおりであります。

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト (<http://www.daitobank.co.jp/>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

第108期 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで) 事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

[企業集団の主要な事業内容]

当行グループは、当行及び連結される子会社等2社で構成され、銀行業を中心に、クレジットカード事業、リース事業及び信用保証事業等の金融サービスに係る事業を行っております。

当行は、本店及び支店の合計62か店において、預金、貸出、有価証券投資、内国為替、外国為替、証券投資信託及び保険商品の窓口販売業務等を行い、地域に根ざした営業を展開しており、お客さまへのサービス向上に積極的に取り組んでおります。

株式会社大東クレジットサービスは、カード利用による消費活動に対する与信と決済代行を行うクレジットカード事業を行っております。

株式会社大東リースは、お取引先さまに対するファイナンス・リース等の事業及び住宅ローン等をご利用のお客さまに対する信用保証事業を行っております。

[金融経済環境]

平成24年度におけるわが国の経済動向をみますと、海外経済の減速等の影響が続いたことにより製造業を中心に弱めの動きが続きましたが、国内外の自動車需要が持ち直したことで生産が下げ止まるなど、持ち直しの動きがみられました。国内需要については、景気の先行きの不透明感から設備投資に弱い動きがみられたものの、消費税率引き上げを見据えた駆け込み需要の動きから住宅投資については持ち直しの傾向が続いたほか、個人消費についても消費者マインドの改善などから底堅く推移しました。この間、株価は世界経済減速の不安などから低下基調でありましたが、政権交代による金融政策への期待などを背景に上昇基調に転じたほか、為替相場については円安が進行しました。

当行の主たる営業基盤である福島県の経済動向をみますと、海外経済の減速等の影響を受けつつも、震災復旧関連投資が増加したほか、消費についても堅調に推移し、緩やかな持ち直しの動きが続きました。特に、公共投資は、除染事業や震災復旧工事を中心に極めて高い水準で推移したほか、住宅投資についても、被災住宅の建替えやリフォームが増加しました。一方、生産動向については、海外経済の減速等やエコカー補助金の終了の影響から減少が続きましたが、一部に下げ止まりの動きがみら

れました。これらを受け、雇用動向については、製造業に弱い動きが見られたものの、全体としては改善の動きが続きました。

このような状況の中で地域金融面に目を転じますと、多方面からの義援金、生命・損害保険金、東京電力からの損害賠償補償金などを原資とした預金の増加が続きました。また、震災制度資金の資金調達により企業の手元資金が潤沢となっていることなどから、事業性融資の増勢は服したものの、新築着工戸数の増加や住宅ローン借換ニーズの拡大等により、貸出金残高は増加基調となりました。一方、金利情勢については、日本銀行の金融緩和の強化などを背景に、貸出金利は極めて低い水準で推移し、金融業界の金利競争はますます激化の一途を辿っています。こうしたなか、地域経済の再生と当行の成長戦略の実現を着実なものとするため、従来以上に円滑な金融仲介機能およびコンサルティング機能の発揮が必要とされています。

[事業の経過及び成果]

当事業年度において当行は、主たる営業基盤である福島県の復興に向けて全力で取り組んでまいりました。また、当事業年度は当行の創立70周年にあたることから、地域のお客さまへの感謝の気持ちを込め、「創立70周年記念 文化・経済講演会」の開催や創立記念商品の発売等の取組みを展開してまいりました。

事業を営んでおられるお客さまに対しては、震災からの復旧、復興に伴う資金需要にお応えするため、各種震災対応資金等の円滑な資金提供に努めたほか、企業立地支援制度を活用した設備投資、再生可能エネルギー事業などの新事業に対する復興支援活動について、本部専門部署から成る「福島県復興支援チーム」を中心に本支店一体となり取り組むことで、金融仲介機能の発揮に努めました。

また、医業に対する専門的アドバイスを実施するため、医療経営士資格者11名を本部、営業店に配置したほか、多様な資金調達手段を提供するため、動産評価アドバイザー資格を3名が取得し、ABL（動産担保融資）の取組みを開始いたしました。さらに、手形決済サービス「でんさいネット」が平成25年2月よりスタートし、事業者の方の決済業務の効率化と経費削減をご支援するため、積極的に取引先への紹介、提案活動を展開いたしました。

さらに、東日本大震災や原子力発電所事故の影響により、事業再生を必要とされているお客さまに対しては、引き続き借入返済条件の見直し等の対応に取り組んだほか、福島県中小企業再生支援協議会、東日本大震災事業者再生支援機構、産業復興機構等の外部機関との連携強化、DDS（資本性借入金）の活用など、経営改善や事業再生支援のためのコンサルティング機能の発揮に努めました。

個人のお客さまに対しては、地域の復興を金融面からご支援する観点から、「創立70周年記念・だいたい住宅ローンお借換えキャンペーン」をはじめとした復興応援ローンの発売を行ったほか、商品ラインナップの強化を実施しました。また、「創立70周年ふくしま元気応援定期」を発売いたしました。

なお、引き続き被災者の方々に対するローン返済条件の見直しや、原子力発電所事故の影響により休業している富岡支店、浪江支店のお客さまに対する、当行の本支店ネットワークを通じた支援活動を展開しております。

このような取組みの結果、当行の業績は以下の通りとなりました。

(主要勘定)

預金につきましては、東日本大震災及び原子力発電所事故に係る保険金や補償金等をお預け入れていただいたことから個人預金が増加し、前期末比206億円増加して7,069億円となりました。

貸出金につきましては、住宅の新築、借換案件の増加及び大企業向け貸出が増加したため、前期末比130億円増加して4,579億円となりました。

預り資産につきましては、市況の回復により投資信託の基準価格が上昇したほか、個人年金の販売が堅調に推移したこともあり、前期末比66億円増加して1,079億円となりました。

また、有価証券につきましては、前期末比401億円増加して期末残高は2,411億円となりました。

(損益)

復興関連融資などに積極的に取り組んだことにより、貸出金残高は増加したものの、市場金利の低迷に伴い、貸出金利回りについては低下を余儀なくされました。一方で、東日本大震災及び原子力発電所事故の影響に備えて保守的に計上していた貸倒引当金については戻入となりました。また、市況の回復に伴い、有価証券損益が改善いたしました。この結果、経常利益は前期比10億200万円増加の29億4200万円、当期純利益は前期比5億5100万円増加の19億7400万円となりました。

(連結損益)

当行グループ全体の業績につきましては、主として単体の業績の影響により、連結経常利益31億円（前期比10億円増益）、連結当期純利益20億円（前期比5億円増益）となりました。

[対処すべき課題]

当行は、平成24年5月に平成26年3月を終期とする中期経営計画「修正第二次経営計画」を策定し、その達成に向けて取り組んでおります。

「修正第二次経営計画」は、地域金融機関としての営業活動の原点に立ち返り、お客さまとの信頼関係に裏打ちされた強固なリレーションシップを構築することで、より顧客志向型に徹した営業活動を展開し、地域への復興支援に取り組むことを最重点施策としております。

平成25年度においても、地域金融機関の使命を全うすべく、東日本大震災及び原子力発電所事故からの県内経済の速やかな復興に向けて全力で取り組んでまいりますので、株主の皆さまにおかれましては、引き続き一層のご支援、ご指導を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(2) 企業集団及び当行の財産及び損益の状況

イ. 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
連結経常収益	158	155	153	151
連結経常利益	11	7	21	31
連結当期純利益 (△は連結当期純損失)	10	△ 9	15	20
連結包括利益	—	△ 13	36	44
連結純資産額	244	230	265	309
連結総資産	6,593	6,540	7,345	7,535

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

□. 当行の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
預 金	6,118	6,101	6,863	7,069
定期性預金	3,864	3,806	3,953	3,932
その他	2,253	2,295	2,909	3,137
社 債	—	20	20	20
貸 出 金	4,279	4,231	4,449	4,579
個人向け	1,401	1,390	1,379	1,422
中小企業向け	2,000	1,928	2,112	2,102
その他	877	912	957	1,054
有 価 証 券	1,379	1,306	2,009	2,411
国 債	425	452	910	1,018
その他	954	854	1,098	1,392
総 資 産	6,505	6,469	7,293	7,511
内 国 為 替 取 扱 高	18,513	18,377	19,335	19,425
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 66	百万ドル 90	百万ドル 77	百万ドル 75
経 常 利 益	百万円 904	百万円 638	百万円 1,922	百万円 2,942
当 期 純 利 益 (△は当期純損失)	百万円 888	百万円 △1,040	百万円 1,422	百万円 1,974
1株当たり当期純利益 (△は1株当たり当期純損失)	7円04銭	△8円25銭	11円29銭	15円65銭

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益(△は1株当たり当期純損失)は、当期純利益(又は当期純損失)を期中の平均発行済株式数で除して算出しております。

(3) 企業集団の使用人の状況

イ. 企業集団の使用人数

	当 年 度 末				前 年 度 末			
	銀行業	クレジット カード事業	リース 事業	信用保証 事業	銀行業	クレジット カード事業	リース 事業	信用保証 事業
使用人数	592人	10人	4人	0人	628人	11人	6人	0人

(注) 使用人数は就業人員数であり、出向受を含み、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。

ロ. 当行の使用人の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
使 用 人 数	592人	628人
平 均 年 齢	39年 2月	39年 1月
平 均 勤 続 年 数	17年 0月	16年 10月
平 均 給 与 月 額	329千円	330千円

(注) 1. 使用人数は就業人員数であり、出向受を含み、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。
 2. 平均年齢、平均勤続年数及び平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 3. 平均給与額は、時間外手当を含む3月中の平均給与月額であります。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ. 銀行業

(イ) 当行の主要な営業所及び営業所数

福島県：本店営業部はじめ60店（前年度末60店）

栃木県：宇都宮支店（前年度末1店）

東京都：東京支店（前年度末1店）

(ロ) 当行を所属銀行とする銀行代理業者数の一覧

該当ありません。

(ハ) 当行が営む銀行代理業等の状況

該当ありません。

ロ. クレジットカード事業

株式会社大東クレジットサービス：郡山市駅前一丁目6番5号

ハ. リース事業、信用保証事業

株式会社大東リース：郡山市虎丸町17番3号

(5) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	410
---------	-----

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
全自動貸金庫の設置（本店営業部ほか8か店）	109

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な子会社等の状況

会 社 名	所 在 地	主要業務内容	設 立 年月日	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
株式会社 大東クレジット サービス	郡山市駅前 一丁目6番5号	クレジットカードの 取扱いに関する業務	平成元年 11月24日	40百万円	43.75%	—
株式会社 大東リース	郡山市虎丸町 17番3号	各種物件等に係るリ ース業務及び住宅ロ ーン等の保証業務	平成2年 3月9日	380百万円	85.30%	—

重要な業務提携の概況

- ①第二地方銀行協会加盟地方銀行41行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
- ②第二地方銀行協会加盟地方銀行41行、都市銀行6行、信託銀行3行、地方銀行64行、信用金庫271金庫（信金中央金庫を含む。）、信用組合138組合（全国信用協同組合連合会を含む。）、系統農業協同組合・信用漁業協同組合連合会781（農林中央金庫、信用農業協同組合連合会を含む。）、労働金庫14金庫（労働金庫連合会を含む。）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
- ③第二地方銀行協会加盟地方銀行41行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。

- ④株式会社ゆうちょ銀行との提携により、CAFIS経由方式で現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金の実施を行っています。
- ⑤株式会社セブン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置された現金自動設備による現金自動引出し・入金の実施を行っています。
- ⑥株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金の実施を行っています。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
鈴木孝雄	取締役社長 (代表取締役) 経営部、監査部、コンプライアンス・リスク統括部	—	—
小野尚宏	常務取締役 (代表取締役) 営業企画部、個人融資部、事務部	—	—
岡安廣	取締役 審査部長、総務部、 債権管理部	—	—
三浦謙一	取締役 営業企画部長、証券国際部	—	—
佐藤潤吉	取締役 (社外役員)	—	—
遠藤久雄	常勤監査役	—	—
笠間善裕	監査役 (社外役員)	弁護士	—
佐藤長久	監査役 (社外役員)	—	—
(当年度中に退任した役員)			
田崎淳	常務取締役	平成24年6月22日退任（任期満了）	
伊東正則	常勤監査役	平成24年6月22日退任（任期満了）	
佐藤武	取締役	平成25年1月31日退任（辞任）	

- (注) 1. 取締役佐藤潤吉氏、監査役笠間善裕氏及び監査役佐藤長久氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 当年度中に退任した役員の地位は退任時のものであります。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支 給 人 数	報 酬 等
取 締 役	7 名	49 (0)
監 査 役	4 名	13 (0)
計	11 名	63 (0)

- (注) 1. ()は、報酬以外の金額であります。
2. 上記報酬等のほか、使用人兼務取締役の使用人としての報酬9百万円を支給しております。
3. 当行は平成20年6月20日開催の第103期定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の退職慰労金制度を廃止し、第103期定時株主総会終結後引き続き在任する取締役及び監査役に対しては、制度廃止までの在任期間に対応するものとして退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議しました。これに基づき、上記のほか、当期中に退任した取締役に対し退職慰労金5百万円を支給しております。
4. 株主総会で定められた報酬限度額
- | | |
|-----|--------|
| 取締役 | 216百万円 |
| 監査役 | 66百万円 |
5. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
佐藤潤吉	—
笠間善裕	弁護士
佐藤長久	—

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会及び監査役会への出席状況	取締役会及び監査役会における発言その他の活動状況
佐藤潤吉	平成20年6月20日 ～ 平成25年3月31日	当事業年度開催の取締役会26回中25回出席	取締役会において、行政に携わった経験を活かし、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
笠間善裕	平成20年6月20日 ～ 平成25年3月31日	当事業年度開催の取締役会26回中24回出席 当事業年度開催の監査役会11回中11回出席	取締役会及び監査役会において、主に弁護士としての専門的見地から、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
佐藤長久	平成23年6月24日 ～ 平成25年3月31日	当事業年度開催の取締役会26回中26回出席 当事業年度開催の監査役会11回中11回出席	取締役会及び監査役会において、行政に携わった経験を活かし、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
佐藤潤吉	当行は会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、善意にしてかつ重大な過失がないときは損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円又は法令が規定する最低責任限度額のいずれか高い額であります。
笠間善裕	当行は会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、善意にしてかつ重大な過失がないときは損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円又は法令が規定する最低責任限度額のいずれか高い額であります。
佐藤長久	当行は会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、善意にしてかつ重大な過失がないときは損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円又は法令が規定する最低責任限度額のいずれか高い額であります。

(4) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	3名	5	—

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(5) 社外役員の意見

該当ありません。

4. 当行の株式に関する事項

- (1) 株式数 発行可能株式総数 180,000千株
 発行済株式の総数 127,014千株
 (自己株式214千株を含む)
- (2) 当年度末株主数 10,921名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等 千株	持株比率 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	11,245	8.86
大東銀行行員持株会	3,675	2.89
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	3,425	2.70
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	3,109	2.45
双葉不動産建設株式会社	2,183	1.72
株式会社東邦銀行	1,965	1.55
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,838	1.44
株式会社損害保険ジャパン	1,525	1.20
株式会社豊和銀行	1,276	1.00
株式会社大光銀行	1,151	0.90

- (注) 1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数(214千株)を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

5. 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等
該当ありません。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等
該当ありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

平成18年10月30日に発行した無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)の事業年度末日における新株予約権の状況は次のとおりであります。

株式会社大東銀行第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)	
取締役会決議の日	平成18年10月13日
新株予約権付社債の残高	2,025 百万円
新株予約権の数	27個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(注)	11,705,202株
新株予約権の行使期間	平成18年10月31日～平成25年10月29日
新株予約権の発行価額	無 償

(注) 社債の残高を当初の転換価額(173円)で除して得られた最大整数で表示しております。
なお、転換価額の修正により株式の数も変動いたします。

[転換価額の修正]

本新株予約権付社債の発行後、毎月第3金曜日(以下「決定日」という。)の翌取引日以降、転換価額は、決定日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値(気配表示を含む。以下同じ。)のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。)の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の93%に相当する金額(呼び値の刻み未満を切り捨てる。以下「決定日価額」という。)に修正される。ただし、かかる算出の結果、決定日価額が103円(以下「下限転換価額」という。)を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とし、決定日価額が346円(以下「上限転換価額」という。)を上回る場合には、修正後の転換価額は上限転換価額とする。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 大村 真敏 指定有限責任社員 富樫 健一	44	—

- (注) 1. 当行と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、当該事業年度に係る報酬等の額には、金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
2. 当行、子会社及び子法人等が支払うべき会計監査人に対する当該事業年度に係る報酬等の合計額は44百万円であります。
3. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(2) 責任限定契約

責任限定契約は締結しておりません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の独立性及び審査体制その他の職務の実施に関する体制が十分でない認められた場合は、監査役と綿密な連携をとり、会計監査人の解任又は不再任を決定する方針です。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

8. 業務の適正を確保する体制

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 取締役会において「コンプライアンス基本方針」、「役員コンプライアンス規程」、「コンプライアンス規程」、「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、その周知徹底を図る。
- ・ 行内のコンプライアンスに関する情報を一元的に管理する部署として、コンプライアンス・リスク統括部を取締役会直轄の独立部署として設置する。

- ・本部及び営業店にコンプライアンス責任者を配置し、コンプライアンス遵守状況のモニタリング、コンプライアンス・マインド醸成のための啓蒙活動等を実施する。
- ・法務・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する施策の検討、啓蒙・教育、状況把握等について定期的に検討・協議する。
- ・不祥事件の未然防止のため、使用人の人事ローテーション及び連続休暇制度を実施する。
- ・取締役会において「反社会的勢力への対応に関する基本方針」を制定し、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、不当要求は断固として拒絶する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・行内の文書の作成、保存及び管理について、「文書規程」に基づき、適正に保存及び管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・取締役会において「リスク管理の基本方針」及びリスク管理に係る重要な規程等を制定し、適切なリスク管理を行う。
- ・銀行全体のリスクを統合的に管理・コントロールする部署として、コンプライアンス・リスク統括部を設置するほか、リスク管理委員会を設置し、各種リスクの評価、モニタリング、限度枠の設定・管理等について検討・協議する。
- ・内部監査を行う部署として、監査部を設置し、取締役会において「内部監査規程」を制定し、監査方針、監査計画書を取締役会で策定して実施する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役及び使用人の職務の執行が効率的になされるよう、「社則」及び「事務規程」を制定する。

(5) 当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・子会社においても、業務の決定及び執行についての相互監視が適正になされるよう、取締役会と監査役を設置する。
- ・関係会社の重要な業務の決定に係る手続について、当行が管理するとともに、関係会社から適時に業務の状況の報告を受ける。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ・ 監査役の職務を補助するため、監査部内に監査役会事務局を設置する。
- ・ 監査役会事務局の人員は、監査役会と協議のうえ、必要な人員を配置する。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・ 監査役会事務局に所属する使用人は、内部監査業務以外の業務を兼務しない。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・ 取締役及び使用人は、法令等の違反行為、当行に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、銀行法に定める不祥事件が発生した場合、速やかに監査役へ報告することとする。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査役は、会計監査のみならず、取締役会、常務会その他の重要な会議へ出席し、必要あると認められるときは意見を述べ、そのほか往査による業務監査を実施する。
- ・ 代表取締役は、監査役会と定期的に会合をもち、当行が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。

9. 会計参与に関する事項

該当ありません。

10. その他

該当ありません。

第108期 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

	科 目	金	額
経	常	9,825	14,073
資	貸有コ預	8,329	
	の	1,444	
	受	17	
	の	34	
	の	0	
役	入	2,266	
そ	の	705	
	の	1,560	
	の	569	
	の	55	
	の	507	
	の	6	
	の	1,410	
	の	1,040	
	の	67	
	の	10	
	の	292	
経	常	864	11,130
資	預コ借社	798	
	の	0	
	の	1	
	の	64	
	の	0	
役	支	830	
そ	の	150	
	の	679	
	の	526	
	の	140	
	の	5	
	の	381	
	の	7,937	
	の	971	
	の	231	
	の	549	
	の	69	
	の	122	
経特	常	2,942	
特	別	11	
	別	183	
	減	13	
	前	170	
税法	引	28	2,770
法	税	766	
法	人		795
当	人		1,974

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

第108期 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
株主資本		自己株式	
資本金		当期首残高	△ 38
当期首残高	14,706	当期変動額	
当期変動額		自己株式の取得	△ 0
新株の発行(注2)	37	当期変動額合計	△ 0
当期変動額合計	37	当期末残高	△ 39
当期末残高	14,743	株主資本合計	
資本剰余金		当期首残高	23,876
資本準備金		当期変動額	
当期首残高	1,257	新株の発行(注2)	75
当期変動額		剰余金の配当	△ 126
新株の発行(注2)	37	当期純利益	1,974
当期変動額合計	37	自己株式の取得	△ 0
当期末残高	1,294	土地再評価差額金の取崩	37
資本剰余金合計		当期変動額合計	1,959
当期首残高	1,257	当期末残高	25,836
当期変動額		評価・換算差額等	
新株の発行(注2)	37	その他有価証券評価差額金	
当期変動額合計	37	当期首残高	△ 871
当期末残高	1,294	当期変動額	
利益剰余金		株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,306
利益準備金		当期変動額合計	2,306
当期首残高	235	当期末残高	1,435
当期変動額		土地再評価差額金	
利益準備金の積立	25	当期首残高	2,328
当期変動額合計	25	当期変動額	
当期末残高	260	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 37
その他利益剰余金		当期変動額合計	△ 37
別途積立金		当期末残高	2,291
当期首残高	5,500	評価・換算差額等合計	
当期変動額		当期首残高	1,456
別途積立金の積立	1,000	当期変動額	
当期変動額合計	1,000	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,269
当期末残高	6,500	当期変動額合計	2,269
繰越利益剰余金		当期末残高	3,726
当期首残高	2,215	純資産合計	
当期変動額		当期首残高	25,333
利益準備金の積立	△ 25	当期変動額	
別途積立金の積立	△ 1,000	新株の発行(注2)	75
剰余金の配当	△ 126	剰余金の配当	△ 126
当期純利益	1,974	当期純利益	1,974
土地再評価差額金の取崩	37	自己株式の取得	△ 0
当期変動額合計	860	土地再評価差額金の取崩	37
当期末残高	3,076	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,269
利益剰余金合計		当期変動額合計	4,229
当期首残高	7,951	当期末残高	29,562
当期変動額			
剰余金の配当	△ 126		
当期純利益	1,974		
土地再評価差額金の取崩	37		
当期変動額合計	1,885		
当期末残高	9,836		

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 新株予約権の権利行使によるものであります。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産
有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	8年～50年
その他	3年～20年

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)
当行は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。
これによる損益に与える影響は軽微であります。
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。
なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のもは零としております。
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は17,710百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの将来の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会に対する責任共有制度負担金の支払いに備えるため、過去の実績に基づき、将来の支払見込額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

貸借対照表に関する注記

1. 関係会社の株式総額496百万円
2. 金銭の信託は、貸出債権流動化に伴い、現金準備金として信託しているものであります。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は627百万円、延滞債権額は14,484百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は77百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,551百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は16,741百万円
であります。
なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
7. 貸出債権流動化により、会計上売却処理した貸出金の元本の当事業年度末残高の総額は140百万円
あります。なお、当行は貸出債権の劣後受益権を6,048百万円継続保有し貸出金に計上しております。
8. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認
会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受
け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、そ
の額面金額は、1,770百万円あります。
9. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	53,351百万円
その他資産	5百万円
現金預け金	4百万円

担保資産に対応する債務

預金

548百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券13,984百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、敷金105百万円及び保証金38百万円が含まれております。

10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、33,361百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が31,818百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

11. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める当該事業用土地の近隣の地価公示法（昭和44年法律第49号）第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格、及び第3号に定める当該事業用土地について地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当事業年度末における時価の合計額が当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額5,648百万円

12. 有形固定資産の減価償却累計額13,148百万円
13. 有形固定資産の圧縮記帳額1,222百万円
14. 社債は、劣後特約付社債であります。
15. 新株予約権付社債は、劣後特約付新株予約権付社債であります。
16. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は1,197百万円であります。

17. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額10百万円
18. 関係会社に対する金銭債権総額970百万円
19. 関係会社に対する金銭債務総額319百万円
20. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は、25百万円であります。

損益計算書に関する注記

1. 当事業年度において、使用の中止又は営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下により、投資額の回収が見込めなくなった以下の資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

場所	主な用途	種類	減損損失 (百万円)
福島県内	営業用資産	土地・建物等	170

営業用資産については、営業店単位をグルーピングの単位として取り扱っております。

また、遊休資産等については、各々独立した単位として取り扱っております。

なお、回収可能価額は、正味売却価額により算定しており、正味売却価額は不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除した価額に基づき算定しております。

2. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	21百万円
役務取引等に係る収益総額	12百万円
その他の取引に係る収益総額	0百万円
- 関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	0百万円
役務取引等に係る費用総額	77百万円
その他の取引に係る費用総額	10百万円

3. 関連当事者との取引は以下のとおりであります。

関係会社等

	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関係会社	株式会社 大東リース	福島県 郡山市	380	リース事業 信用保証事業	所有 直接 85.30%	当行住宅ロ ーン等の債 務保証	貸出金の 被保証	—	—	11,426

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当事業年度末 株 式 数	摘 要
自己株式					
普通株式	205	8	—	214	(注)

(注) 自己株式の増加8千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

有価証券に関する注記

貸借対照表の「有価証券」勘定以外で表示されているものはありません。

1. 満期保有目的の債券 (平成25年3月31日現在)

	種 類	貸借対照表 計 上 額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が貸借対照表計 上額を超えるもの	国 債	5,000	5,075	74
	社 債	4,997	5,081	84
	その他	1,000	1,070	70
	小 計	10,997	11,226	229
時価が貸借対照表計 上額を超えないもの	国 債	—	—	—
	社 債	300	287	△ 12
	その他	—	—	—
	小 計	300	287	△ 12
合 計		11,297	11,514	217

2. 子会社・子法人等株式（平成25年3月31日現在）

時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	496

3. その他有価証券（平成25年3月31日現在）

	種 類	貸借対照表 計 上 額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株 式	2,582	2,097	485
	債 券	188,555	186,328	2,227
	国 債	90,107	89,195	912
	地方債	12,623	12,411	212
	社 債	85,823	84,721	1,102
	その他	7,886	7,374	512
	小 計	199,025	195,800	3,224
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株 式	2,726	3,161	△ 434
	債 券	23,997	24,061	△ 63
	国 債	6,742	6,752	△ 9
	地方債	1,279	1,280	△ 0
	社 債	15,975	16,028	△ 53
	その他	2,980	3,208	△ 228
	小 計	29,705	30,431	△ 726
合 計		228,730	226,231	2,498

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)
株 式	485
その他	115
合 計	601

(*1) これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(*2) 当事業年度において、非上場株式について0百万円の減損処理を行っております。

4. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	719	10	314
債券	60,628	503	26
国債	49,132	356	18
地方債	—	—	—
社債	11,496	146	7
その他	769	4	349
合計	62,117	518	689

5. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く。）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、68百万円（うち株式68百万円）であります。

なお、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の銘柄の有価証券について事業年度末日における時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合、また、下落率が30%以上50%未満の銘柄については、発行会社の業績の推移などを考慮の上、時価の回復可能性がないと判断された場合であります。

金銭の信託に関する注記

その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成25年3月31日現在）

	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)	うち貸借対照 表計上額が取 得原価を超え るもの (百万円)	うち貸借対照 表計上額が取 得原価を超え ないもの (百万円)
その他の金銭の信託	2,692	2,692	—	—	—

(注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	2,433百万円
退職給付引当金	947
減価償却費	113
有価証券償却	298
税務上の繰越欠損金	1,239
その他	1,613
繰延税金資産小計	6,646
評価性引当額	△ 4,203
繰延税金資産合計	2,443
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 1,063
繰延税金負債合計	△ 1,063
繰延税金資産の純額	1,379百万円

1 株当たり情報に関する注記

1株当たりの純資産額233円14銭

1株当たりの当期純利益金額15円65銭

潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額13円92銭

連結貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	30,329	預 借 用 金	706,664
コ ー ル ロ ー ン 及 び 買 入 手 形	5,188	社 債	450
金 銭 の 信 託	2,692	新 株 予 約 権 付 社 債	2,000
有 価 証 券	240,816	そ の 他 負 債 金	2,025
貸 出 金	457,975	賞 与 引 当 金	5,516
外 国 為 替	313	退 職 給 付 引 当 金	166
リ ー ス 債 権 及 び リ ー ス 投 資 資 産	1,719	利 息 返 還 損 失 引 当 金	2,666
そ の 他 資 産	3,139	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	39
有 形 固 定 資 産	12,841	偶 発 損 失 引 当 金	154
建 物	2,391	繰 延 税 金 負 債	170
土 地	9,879	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	37
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	570	支 払 承 諾	1,687
無 形 固 定 資 産	761		1,053
ソ フ ト ウ ェ ア	425	負 債 の 部 合 計	722,631
リ ー ス 資 産	136	(純 資 産 の 部)	
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	199	資 本 金	14,743
繰 延 税 金 資 産	1,441	資 本 剰 余 金	1,294
支 払 承 諾 見 返 金	1,053	利 益 剰 余 金	10,534
貸 倒 引 当 金	△ 4,676	自 己 株 式	△ 39
資 産 の 部 合 計	753,596	株 主 資 本 合 計	26,534
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,507
		土 地 再 評 価 差 額 金	2,291
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	3,799
		少 数 株 主 持 分	630
		純 資 産 の 部 合 計	30,964
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	753,596

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益 資金運用収益 貸出証券の利息及び配当 有価証券の売却益 預金その他の引当金 借入金等の受取 役員報酬 貸倒引当金 償還の他	9,905 8,407 1,445 17 34 0 2,484 1,253 1,520 1,135 67 317	15,164
経常費用 利息及び売却手数料 預金その他の引当金 借入金等の受取 役員報酬 貸倒引当金 償還の他	864 798 0 1 64 0 760 1,103 8,262 984 984	11,975
経常利益 特別利益 固定資産 減価償却 税金等調整前 法人税、住民税 法人税等調整	3,188 11 13 170 78 790	3,016
少数株主利益 当期純利益	869 2,146 62 2,084	869 2,146 62 2,084

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
株主資本		その他の包括利益累計額	
資本金		その他の有価証券評価差額金	
当期首残高	14,706	当期首残高	△ 796
当期変動額		当期変動額	
新株の発行 (注2)	37	株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	2,304
当期変動額合計	37	当期変動額合計	2,304
当期末残高	14,743	当期末残高	1,507
資本剰余金		土地再評価差額金	
当期首残高	1,257	当期首残高	2,328
当期変動額		当期変動額	
新株の発行 (注2)	37	株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△ 37
当期変動額合計	37	当期変動額合計	△ 37
当期末残高	1,294	当期末残高	2,291
利益剰余金		その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	8,539	当期首残高	1,531
当期変動額		当期変動額	
剰余金の配当	△ 126	株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	2,267
当期純利益	2,084	当期変動額合計	2,267
土地再評価差額金の取崩	37	当期末残高	3,799
当期変動額合計	1,995	少数株主持分	
当期末残高	10,534	当期首残高	571
自己株式		当期変動額	
当期首残高	△ 38	株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	59
当期変動額		当期変動額合計	59
自己株式の取得	△ 0	当期末残高	630
当期変動額合計	△ 0	純資産合計	
当期末残高	△ 39	当期首残高	26,567
株主資本合計		当期変動額	
当期首残高	24,464	新株の発行 (注2)	75
当期変動額		剰余金の配当	△ 126
新株の発行 (注2)	75	当期純利益	2,084
剰余金の配当	△ 126	自己株式の取得	△ 0
当期純利益	2,084	土地再評価差額金の取崩	37
自己株式の取得	△ 0	株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	2,327
土地再評価差額金の取崩	37	当期変動額合計	4,396
当期変動額合計	2,069	当期末残高	30,964
当期末残高	26,534		

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 新株予約権の権利行使によるものであります。

連結注記表

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等 2社
株式会社大東クレジットサービス
株式会社大東リース
- (2) 非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。
- (2) 持分法適用の関連法人等
該当ありません。
- (3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。
- (4) 持分法非適用の関連法人等
該当ありません。

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日と連結決算日は一致しております。

4. 開示対象特別目的会社に関する事項

該当ありません。

5. 会計処理基準に関する事項

- (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
- (2) 有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	8年～50年
その他	3年～20年

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

当行並びに連結される子会社及び子法人等は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。

なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は17,710百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

(8) 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、連結される子法人等が利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還状況等を勘案し、返還見込額を合理的に見積もり計上しております。

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの将来の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(10) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会に対する責任共有制度負担金の支払いに備えるため、過去の実績に基づき、将来の支払見込額を計上しております。

(11) 外貨建の資産・負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
なお、連結される子会社及び子法人等は、外貨建資産・負債を保有しておりません。

(12) リース取引の処理方法

(借手)

該当ございません。

(貸手)

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準は、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

リース取引開始日が会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号平成19年3月30日)第81項に基づき、会計基準適用初年度の前連結会計年度末における固定資産の適正な帳簿価額(減価償却累計額控除後)をリース投資資産の期首の価額として計上しております。

また、当該リース投資資産に関して、会計基準適用後の残存期間における利息相当額の総額をリース期間内の各期に定額で配分する方法によっております。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(14) 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

未適用の会計基準等

1. 「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号平成24年5月17日）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号平成24年5月17日）

(1) 概要

当該会計基準等は、財務報告を改善する観点及び国際的な動向を踏まえ、主に①未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法を変更し、開示項目を拡充するほか、②退職給付債務及び勤務費用の計算方法を改正するものであります。

(2) 適用予定日

当行は①については、平成25年4月1日に開始する連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、②については、平成26年4月1日に開始する連結会計年度の期首から適用する予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、現在評価中であります。

注記事項

連結貸借対照表に関する注記

1. 金銭の信託は、貸出債権流動化に伴い、現金準備金として信託しているものであります。
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は724百万円、延滞債権額は14,929百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は77百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,573百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は17,305百万円であります。
なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 貸出債権流動化により、会計上売却処理した貸出金の元本の当連結会計年度末残高の総額は140百万円です。なお、当行は貸出債権の劣後受益権を6,048百万円継続保有し貸出金に計上しております。
7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、1,770百万円です。
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	53,351百万円
その他資産	5百万円
現金預け金	4百万円

担保資産に対応する債務

預金	548百万円
----	--------

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券13,984百万円を差し入れております。

また、その他資産には、敷金105百万円及び保証金39百万円が含まれております。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、38,952百万円です。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が37,409百万円あります。
- なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める当該事業用土地の近隣の地価公示法（昭和44年法律第49号）第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格、及び第3号に定める当該事業用土地について地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額が当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額5,648百万円

11. 有形固定資産の減価償却累計額13,210百万円
12. 有形固定資産の圧縮記帳額1,222百万円
13. 社債は、劣後特約付社債であります。
14. 新株予約権付社債は、劣後特約付新株予約権付社債であります。
15. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は1,197百万円であります。
16. 当行の取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額10百万円
17. 当連結会計年度末の退職給付債務等は次のとおりであります。

退職給付債務	△ 4,691 百万円
年金資産（時価）	2,295
未積立退職給付債務	△ 2,395
会計基準変更時差異の未処理額	-
未認識数理計算上の差異	113
未認識過去勤務債務（債務の減額）	△ 384
連結貸借対照表計上額の純額	△ 2,666
前払年金費用	-
退職給付引当金	△ 2,666

連結損益計算書に関する注記

1. 「その他の経常費用」には、貸出金償却233百万円、株式等売却損549百万円及び株式等償却69百万円を含んでおります。
2. 当連結会計年度において、使用の中止又は営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下により、投資額の回収が見込めなくなった以下の資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

場所	主な用途	種類	減損損失 (百万円)
福島県内	営業用資産	土地・建物等	170

営業用資産については、営業店単位をグルーピングの単位として取り扱っております。

また、遊休資産等については、各々独立した単位として取り扱っております。

なお、回収可能価額は、正味売却価額により算定しており、正味売却価額は不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除した価格に基づき算定しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	126,286	728	－	127,014	(注1)
自己株式					
普通株式	205	8	－	214	(注2)

(注) 1. 発行済株式の増加 728 千株は、新株予約権の権利行使による増加であります。

2. 自己株式の増加 8 千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の 種類	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成24年 6月22日 定時株主総会	普通株式	126百万円	1円00銭	平成24年 3月31日	平成24年 6月25日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の 種類	配当金の 総額	配当の 原資	1株当たり 配当額	基準日	効力 発生日
平成25年 6月21日 定時株主総会	普通株式	190百万円	利益剰余金	1円50銭	平成25年 3月31日	平成25年 6月24日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、預金業務、貸出業務及び有価証券運用を中心とした銀行業を中心にクレジットカード事業、リース事業及び信用保証事業等の金融サービスに係る事業を行っております。

これらの事業を行うため、市場の状況や長短のバランスを調整して、預金等による資金調達、及び貸出等の与信業務、有価証券投資等による資産運用を行っております。このように、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、当行では、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。

また、当行では、金利リスクを回避するため金利スワップ取引を、為替リスクを回避するため為替予約取引を利用しております。これらは、すべてリスクヘッジを目的としたデリバティブ取引であり、投機目的での積極的利用は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として国内の取引先及び個人に対する貸出金であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。連結決算日現在における貸出金のうち、約8割は国内の中小企業取引先及び個人に対するものであり、国内を巡る経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、満期保有目的、及びその他保有目的（純投資目的、政策投資目的）で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

金融負債は、普通預金及び固定金利による定期預金を中心とする預金調達であり、資金調達に係る流動性リスクに晒されております。資産・負債には、金利の長短ミスマッチがあり、金利リスクに晒されておりますが、一部は金利スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避しております。

デリバティブ取引には金利スワップ取引があり、これをヘッジ手段として、ヘッジ対象である銀行業の預金勘定における仕組預金に関わる金利リスクに対して「金利スワップの特例処理」によるヘッジ会計を適用しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行グループは、当行の信用リスクに関する管理諸規程及び融資・管理業務に関する諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など與信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの與信管理は、各営業店のほか審査部、債権管理部により行われ、また、定期的に経営陣による常務会や取締役会を開催し、審議・報告を行っております。有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、証券国際部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当行グループは、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。ALM及びリスク管理に関する諸規程等において、リスク管理方法や手続等を明記しており、リスクの統合的な管理を行うリスク管理委員会の審議を経て取締役会において決定された金利リスク等に関する管理方針に基づき、常務会及び取締役会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的にはコンプライアンス・リスク統括部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでALM委員会及び常務会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

外国為替取引には、顧客による外貨預金の預入・払出や外貨両替取引、貿易・貿易外取引等があります。証券国際部では、こうした取引に対し銀行間市場において反対取引を行うことにより、外貨建の金融資産と金融負債のバランスを管理し、為替リスクを回避しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券の保有については、常務会において期毎に定める有価証券投資に係る基本方針に基づき、常務会の監督の下、投資運用規程に従い行われております。このうち、純投資目的で保有しているものについては、証券国際業務の運営基準に投資限度額等の設定を行っているほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。業務・資本提携を含む政策投資目的で保有しているものについては、経営部及び営業企画部において取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。

これらの情報はコンプライアンス・リスク統括部を通じ、ALM委員会及び常務会において定期的に報告されております。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の権限、取引の手続等リスク管理上の規程を制定し、取引の実行及び管理は証券国際部が行っており、毎月月末時点における想定元本、信用リスク、為替リスク等の状況を常務会に報告しております。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

当行において、市場リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金」、「借入金」、「社債」であります。当行では、これら金融資産及び金融負債について、バリュー・アット・リスク (VaR) を用いて市場リスク量を把握しており、VaRの算定にあたっては、分散共分散法 (保有期間120日、信頼区間99%) を採用しております。

平成25年3月31日 (当期の連結決算日) 現在で当行の市場リスク量 (損失額の推計値) は、全体で4,641百万円であります。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。また、外国為替、借入金、社債、新株予約権付社債、支払承諾及び支払承諾見返については、連結貸借対照表計上額の重要性が乏しいことから記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	30,329	30,111	△ 217
(2) コールローン及び買入手形	5,188	5,188	—
(3) 金銭の信託	2,692	2,692	—
(4) 有価証券			
満期保有目的の債券	11,297	11,514	217
その他有価証券	228,916	228,916	—
(5) 貸出金	457,975		
貸倒引当金 (* 1)	△ 4,372		
	453,602	461,308	7,705
資産計	732,026	739,731	7,705
(1) 預金	706,664	707,238	574
負債計	706,664	707,238	574
デリバティブ取引 (* 2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(0)	(0)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	(0)	(0)	—

(* 1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(* 2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、仕組預け金以外の預け金は、元利金の将来キャッシュ・フローに預け先の信用リスク要因を反映させ、リスクフリーレートで割り引いて時価を算定しております。仕組預け金については、割引現在価値やオプション価格モデル等により時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

これらは、残存期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 金銭の信託

金銭の信託は、契約上満期のない商品と同様の性格を有していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は日本証券業協会が公表する価格等によっております。投資信託は公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、元利金の将来キャッシュ・フローに信用リスクを反映させ、リスクフリーレートで割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

売手と買手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債については、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、当連結会計年度末においては、経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額により計上しております。なお、市場価格を時価として算定した場合と比べ、「有価証券」は175百万円増加、「繰延税金資産」は34百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は140百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを同利回りに基づく割引率を用いて算出した現在価値に基づき算定しております。また、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「有価証券に関する注記」に記載しております。

(5) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、元利金の将来キャッシュ・フローに信用リスク等に基づくリスク要因を反映させて、リスクフリーレートで割り引いて時価を算定しております。

なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

仕組貸出金については、割引現在価値やオプション価格モデル等により時価を算定しております。

また、破綻先及び実質破綻先に対する債権については、直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を貸倒引当金として計上しております。また、破綻懸念先に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を貸倒引当金として計上しております。よって、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、通貨関連取引であり、割引現在価値等により算定した価額によっております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(4)その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
①非上場株式(*1)(*2)	486
②組合出資金(*3)	115
合計	602

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 当連結会計年度において、非上場株式について0百万円減損処理を行っております。

(*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	13,643	—	—	—	2,000	1,000
コールローン及び買入手形	5,188	—	—	—	—	—
有価証券(*1)						
満期保有目的の債券	4,000	6,300	—	1,000	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの	25,238	55,702	59,220	36,040	34,148	2,498
貸出金(*2)	79,253	85,136	72,602	49,736	59,173	85,161
合計	127,322	147,139	131,822	86,777	95,322	88,659

(*1) 有価証券は、元本についての償還予定額を記載しており、貸借対照表価額とは一致いたしません。

(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの15,632百万円、期間の定めのないもの11,278百万円及び金銭の信託2,692百万円は含めておりません。

(注4) 預金の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	604,265	69,347	32,040	372	558	79

(*) 要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

有価証券に関する注記

連結貸借対照表の「有価証券」勘定以外で表示されているものではありません。

1. 満期保有目的の債券（平成25年3月31日現在）

	種 類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が連結貸借対照 表計上額を超えるも の	国 債	5,000	5,075	74
	社 債	4,997	5,081	84
	その他	1,000	1,070	70
	小 計	10,997	11,226	229
時価が連結貸借対照 表計上額を超えない もの	国 債	—	—	—
	社 債	300	287	△ 12
	その他	—	—	—
	小 計	300	287	△ 12
合 計		11,297	11,514	217

2. その他有価証券（平成25年3月31日現在）

	種 類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え るもの	株 式	2,769	2,131	638
	債 券	188,555	186,328	2,227
	国 債	90,107	89,195	912
	地方債	12,623	12,411	212
	社 債	85,823	84,721	1,102
	その他	7,886	7,374	512
	小 計	199,211	195,833	3,377
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの	株 式	2,726	3,161	△ 434
	債 券	23,997	24,061	△ 63
	国 債	6,742	6,752	△ 9
	地方債	1,279	1,280	△ 0
	社 債	15,975	16,028	△ 53
	その他	2,980	3,208	△ 228
	小 計	29,705	30,431	△ 726
合 計		228,916	226,265	2,651

3. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

	売 却 額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株 式	719	10	314
債 券	60,628	503	26
国 債	49,132	356	18
地方債	—	—	—
社 債	11,496	146	7
その他	769	4	349
合 計	62,117	518	689

4. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く。）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、68百万円（うち株式68百万円）であります。

なお、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の銘柄の有価証券について連結会計年度末日における時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合、また、下落率が30%以上50%未満の銘柄については、発行会社の業績の推移などを考慮の上、時価の回復可能性がないと判断された場合であります。

金銭の信託に関する注記

その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成25年3月31日現在）

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)	うち連結貸借 対照表計上額 が取得原価を 超えるもの (百万円)	うち連結貸借 対照表計上額 が取得原価を 超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	2,692	2,692	—	—	—

（注）「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たりの純資産額239円22銭

1 株当たりの当期純利益金額16円52銭

潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額14円70銭

独立監査人の監査報告書

平成25年5月14日

株式会社大東銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大村 真敏 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 富樫 健一 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社大東銀行の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第108期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成25年5月14日

株式会社大東銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大村 真敏 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 富樫 健一 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社大東銀行の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大東銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第108期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるとともに、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年5月15日

株式会社大東銀行 監査役会

常勤監査役 遠 藤 久 雄 ㊞

社外監査役 笠 間 善 裕 ㊞

社外監査役 佐 藤 長 久 ㊞

以上

株主総会参考書類

議案、提案の理由及び参考事項

<会社提案(第1号議案から第2号議案まで)>

第1号議案から第2号議案までは、会社提案によるものであります。

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

第108期の期末配当につきましては、安定的な配当の継続と当期の業績等を勘案いたしまして次のとおりといたしたいと存じます。

なお、内部留保資金につきましては、引き続き経営基盤の充実と経営体質の強化を図るための効果的な投資等に有効に活用してまいります。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当行普通株式1株につき金1円50銭 総額 190,200,216円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成25年6月24日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 1,500,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 1,500,000,000円

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものです。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する 当行の 株式の数
1	すずき たか お 鈴木 孝 雄 (昭和28年11月15日生)	昭和51年4月 当行入行 平成8年2月 同 うねめ支店長 平成10年3月 同 本店営業部副部長 平成13年4月 同 二本松支店長 平成15年3月 同 朝日エリア長兼朝日支店長 平成16年6月 同 常務取締役 平成20年6月 同 常務取締役営業企画部長 平成20年6月 同 専務取締役 平成22年6月 同 取締役社長 現在に至る	74,000株
2	おの たか ひろ 小野 尚 宏 (昭和30年8月5日生)	昭和55年4月 当行入行 平成13年4月 同 総合企画部上席主任調査役 兼広報室長 平成15年8月 同 富久山エリア長兼富久山支店長 平成16年6月 同 富久山エリア長兼富久山支店長兼 日和田支店長 平成17年7月 同 執行役員経営部長 平成18年7月 同 執行役員経営部長兼コンプライア ンス・リスク統括室長 平成19年7月 同 執行役員経営部長 平成20年7月 同 執行役員営業企画部長 平成22年6月 同 取締役 平成24年6月 同 常務取締役 現在に至る	21,200株

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する 当行の 株式の数
3	おか やす ひろ 岡 安 廣 (昭和30年11月30日生)	昭和49年 4月 当行入行 平成11年 3月 同 石川支店長 平成13年 4月 同 川俣支店長 平成15年 3月 同 白河支店長 平成16年 6月 同 債権管理部長 平成20年 7月 同 執行役員審査部長 平成22年 6月 同 取締役審査部長 現在に至る	20,000株
4	み うら けん いち 三 浦 謙 一 (昭和33年1月26日生)	昭和55年 4月 株式会社日本長期信用銀行 (現㈱新生銀行) 入行 平成12年 5月 同 金融法人第二部部长 平成15年12月 同 金融法人第三部部长 平成16年 4月 同 金融法人・キャピタルマーケット 本部部长 平成17年10月 同 高松支店長 平成20年 7月 同 福岡支店長 平成22年10月 同 法人営業本部部长 平成22年11月 株式会社新生銀行から当行へ出向 執行役員経営部長 平成24年 6月 当行取締役経営部長 平成24年 7月 同 取締役営業企画部長 現在に至る	2,000株
※5	おお はし がく 大 橋 学 (昭和25年1月22日生)	昭和48年 4月 郡山市役所入所 平成20年 4月 同 生活環境部長 平成20年 7月 同 下水道部長 平成21年 4月 同 総務部長 平成22年 4月 社会福祉法人郡山市社会福祉協議会参与 平成22年 6月 同 常勤副会長 平成25年 3月 同 常勤副会長 退任 現在に至る	0株

- (注) 1. ※印は新任の取締役候補者であります。
2. 各取締役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
3. 取締役候補者大橋学氏は社外取締役候補者であります。なお、当行は、大橋学氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

4. 社外取締役候補者大橋学氏に関する特記事項は以下のとおりであります。

(1) 社外取締役候補者とした理由について

官界において長年培ってきた知識・経験等に基づき、幅広い見地から当行の経営全般に的確な助言をいただけるものと判断しました。

(2) 社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断した理由について

大橋学氏は、上記のように官界において長年培ってきた知識・経験等を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただくことができるものと判断しました。

(3) 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について

該当ありません。

(4) 社外取締役との責任限定契約について

当行は、社外取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、社外取締役との間で、当行への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。社外取締役候補者大橋学氏が原案どおり選任されますと、会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約は、社外取締役が任務を怠ったことによって当行に損害賠償責任を負う場合は、100万円又は法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度としてその責任を負うとするものであります。

<株主提案（第3号議案から第5号議案まで）>

第3号議案から第5号議案までは、株主からのご提案によるものであります。

なお、提案株主（15名）の議決権の数は775個であります。

第3号議案 定款一部変更の件（1）

1. 提案内容

定款の一部を次のように変更する。

第6条の見出し中「発行可能株式総数」の次に「および発行可能種類株式総数」を加え、同条中「1億8,000万株」を「3億株とし、普通株式の発行可能種類株式総数は3億株、第一種優先株式の発行可能種類株式総数は3億株」に改める。

第8条中「単元株式数は」の次に「、全ての種類の株式につき」を加える。

第2章の次に次の1章を加える。

第2章の2 優先株式

（第一種優先配当金）

第12条の2 当銀行は、第34条に定める剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第一種優先株式を有する株主（以下「第一種優先株主」という。）または第一種優先株式の登録株式質権者（以下「第一種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第一種優先株式1株につき、第一種優先株式1株あたりの払込金額相当額（ただし、第一種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、第一種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当率を乗じて算出した額の金銭（以下「第一種優先配当金」という。）の配当をする。ただし、配当率は8%を上限とする。また、当該基準日の属する事業年度において第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対して第12条の3に定める第一種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

②ある事業年度において第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額が第一種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対しては、第一種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続のなかで行われる会社法第758

条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当銀行が行う新設分割手続のなかで行われる会社法第763条第12号口もしくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(第一種優先中間配当金)

第12条の3 当銀行は、第35条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第一種優先株式1株につき、第一種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭（以下「第一種優先中間配当金」という。）を支払う。

(第一種優先株主に対する残余財産の分配)

第12条の4 当銀行は、残余財産を分配するときは、第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第一種優先株式1株につき、第一種優先株式1株あたりの払込金額相当額を踏まえて第一種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を支払う。

②第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

(第一種優先株主の議決権)

第12条の5 第一種優先株主は、全ての事項につき、株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第一種優先株主は、定時株主総会に第一種優先配当金の額全部（第一種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、第一種優先配当金の額全部（第一種優先中間配当金を支払ったときはその額を控除した額）の支払を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その定時株主総会終結の時より、第一種優先配当金の額全部（第一種優先中間配当金を支払ったときはその額を控除した額）の支払を受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

(普通株式を対価とする取得請求権)

第12条の6 第一種優先株主は、次項に定める取得を請求することができる期間（以下「取得請求期間」という。）中、当銀行に対して自己の有する第一種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当銀行は第一種優先株主がかかる取得の請求をした第一種優先株式を取得するのと引換えに、第3項に定める財産を当該第一種優先株主に対して交付するものとする。

②取得請求期間は、第一種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定めるものとする。

③当銀行は、第一種優先株式の取得と引換えに、第一種優先株主が取得の請求をした第一種優先株式数に第一種優先株式1株あたりの払込金額相当額（ただし、第一種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を次項に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、第一種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取り扱う。

④取得価額は、当初、当銀行の普通株式の時価を基準として第一種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める方法により算出される額とし、当該決議により取得価額の修正および調整の方法を定めることができるものとする。当銀行は、当該決議により取得価額の修正を定める場合、修正される額の下限を定めるものとし、取得価額が下限として定める額を下回った場合、取得価額は下限として定める額に修正されるものとする。

（金銭を対価とする取得条項）

第12条の7 当銀行は、第一種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める事由が生じた場合に取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、第一種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当銀行は、かかる第一種優先株式を取得するのと引換えに、次項に定める財産を第一種優先株主に対して交付するものとする。なお、第一種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

②当銀行は、第一種優先株式の取得と引換えに、第一種優先株式1株につき、第一種優先株式の払込金額相当額を踏まえて第一種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を交付する。

（普通株式を対価とする取得条項）

第12条の8 当銀行は、取得請求期間の末日までに当銀行に取得されていない第一種優先株式の全てを、取得請求期間の末日の翌日をもって取得する。この場合、当銀行は、かかる第一種優先株式を取得するのと引換えに、各第一種優先株主に対し、その有する第一種優先株式数に第一種優先株式1株あたりの払込金額相当額（ただし、第一種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を普通株式の時価で除した数の普通株式を交付するものとし、その詳細は第一種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める。当該取締役会では交付すべき普通株式数の上限の算定方法を定めることができる。第一種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取り扱う。

(株式の分割または併合および株式無償割当て)

第12条の9 当銀行は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式および第一種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

②当銀行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式および第一種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

(除斥期間)

第12条の10 第36条の規定は、第一種優先配当金および第一種優先中間配当金の支払いについてこれを準用する。

第17条の次に次の1条を加える。

(種類株主総会)

第17条の2 第14条、第15条、第16条第1項および第17条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。

②会社法第324条第2項に定める種類株主総会の決議は、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

2. 提案の理由

当銀行は営業店舗の老朽化が進んでいるほか、銀行経営の主要インフラであるITシステムも陳腐化している。銀行業務の成長、発展のためには、これらの改修、更新が必須である。また、いわゆる中小企業金融円滑化法が失効したことに伴い、貸出債権の劣化も懸念される。引き続き銀行業務の健全かつ効率的な運営と地域における経済の活性化に資するためには、財務基盤の強化、自己資本の増強が必要である。よって、機動的にこれらの対応を図るための選択肢として、優先株式の発行が可能となるよう定款の変更を提案するものである。

また、発行可能株式総数は1億8,000万株とされているが、発行済み株式総数は既にその7割に達している。資本金の増強を弾力的に行えるようにする観点から、発行可能株式総数を3億株に引き上げるよう併せて定款の変更を提案するものである。

◇当行取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

本議案は、財務基盤の強化および自己資本の増強のために優先株式の発行を可能とすること、および、資本金の増強を弾力的に行うために発行可能株式総数を増加させることを内容とするものですが、現時点における当行の財務基盤および自己資本に特段の問題はなく、優先株式の発行や発行可能株式総数の増加の必要性は認められません。

したがって、定款に本議案のような規定を設けることは不要と考えます。

第4号議案 定款一部変更の件 (2)

1. 提案内容

定款の一部を次のように変更する。

第19条に次の1項を加える。

- ③常勤の取締役は、当銀行またはその子会社の使用人でなく、かつ、過去に当銀行またはその子会社の使用人となったことがないもの（ただし、当銀行またはその子会社の使用人であり、または使用人となったことがある期間が通算2年以内であるものを含む。）から2名以上を選任するものとする。

2. 提案の理由

銀行の使命は、成長性のある企業を発掘し、リスクとリターンを適切に評価し、更にコンサルティング機能を付加するなどにより貸出の拡充を図ることであると思われる。また、他方で、顧客ニーズの多様化、高度化に伴い、投資信託、保険その他さまざまな金融商品の販売、サービスの提供にも取り組んでいく必要がある。当銀行がこうした経営環境の変化に即応し、活力のある業務運営を行い、的確な成果を上げるためには、多種、多彩な人的資源を投入して、変化に迅速に適応する企業戦略を講じることが必要であると思われる。ついては、銀行内の限られた人材にとらわれずに、社外から経営経験、識見、社会的信用のある人材を招聘し、公平性と透明性の高い経営を一段と進め、併せて競争力の強化と企業価値の向上に資する経営態勢の整備を図ることが望まれる。その実現のために、定款の変更を提案するものである。

◇当行取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

本議案は、一定の社外性を有する者2名以上を常勤取締役として選任することを内容とするものですが、当行としても、専門的な知識および経験を有する社外取締役を選任して客観的かつ独立した立場から経営に関する助言を得ることは当行の企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資するとの考えに基づき社外取締役を選任しており、当該取締役は取締役会において専門的な知識および経験を活かした発言を行うなどして当行の経営に貢献しております。

また、いかなる員数の社外取締役を選任し、いかなる態様（常勤か非常勤か）で職務執行を担当させるかは、その時々当行における必要性および適当な人材の存在という事情等を勘案して決すべきものですが、一律に2名以上を常勤取締役として選任すると定款に規定すれば、上記事情に応じて柔軟かつ適切に取締役の選任を行うことを阻害し、当行の企業価値の向上に結びつかないこととなりかねません。さらに、社外性を有する取締役2名につき常勤の取締役として職務執行させることを定款に規定した場合には、当行にとって適任である人材の確保が困難となるおそれもあります。

したがって定款に本議案のような規定を設けることは不要と考えます。

第5号議案 過去退任役員に対する役員退職慰労金の支給の件

1. 提案内容

平成15年6月から平成17年6月までの間に退任した役員に対して、役員退職慰労金の支給を行うこととする。具体的な支給金額、支給時期、支給方法等は、当時の当銀行における役員退職慰労金支給の基準を参照しつつ、退任取締役については取締役会において、また退任監査役については監査役の協議によって決定するよう一任する。

ちなみに、当該期間に退任した役員は次のとおり合計11名である（かっこ書きは通算在任期間を示す。）。

取締役（退任順、以下同じ。）鈴木和夫(12)、斎藤實(4)、蓮佛宗宏(23)、水井好重(9)、渡辺政一(9)、樋山誠史(7)、高橋清幸(16)、佐藤武(2)

監査役 佐藤修夫(3)、鈴木晃(9)、箱崎浩康(6)

なお、取締役蓮佛宗宏は、株主総会で本議案が決議されたとしても、受給権を放棄する旨の意思表示をしており、また取締役佐藤武は、平成17年5月の取締役会において、株主総会で役員退職慰労金の支給が決議された場合には、その受給を辞退する旨の意思表示をしている。

よって、この両名については実際の役員退職慰労金の支給は行わないものとする。

2. 提案の理由

当銀行は、平成20年5月に役員退職慰労金制度の廃止を決定し、同年6月に開催された第103期定時株主総会で、当時在任していた役員に対して、退職慰労金を打ち切り支給することを決議している。

当銀行は、当該制度を廃止するまでは、長年にわたり退任役員に対して、株主総会の決議を経て退職慰労金を支給してきている。ところが、平成15年6月から平成17年6月までの間に退任した役員に関しては、退職慰労金は一切支給されていない。相当の期間当該役員が果たした労に報いるという観点からみても、また当該役員がその後の当銀行の経営改善の道筋をつける一端を担ったという事実にも照らしても、当該役員のみを不支給の対象とするのは衡平を欠くと思われる。ついては当銀行の業績が大きく改善している経緯と現状を斟酌し、これら過去退任役員に対して応分の退職慰労金支給を行うのが適切であると考え、提案するものである。

◇当行取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

役員退職慰労金は役員在職中の職務執行の対価として支給されるものですが、退任から既に約8年から10年という長期間が経過した役員に対して現時点で退職慰労金を支給することは、退職慰労金の性質からして不適當であり、その必要性も認められません。

したがって、過去に退任した役員に対して役員退職慰労金を支給することは不要と考えます。

なお、当行は、平成20年に経営の透明性を図ることを目的として役員報酬制度の見直しを行い、同年6月20日に開催された第103期定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止しております。

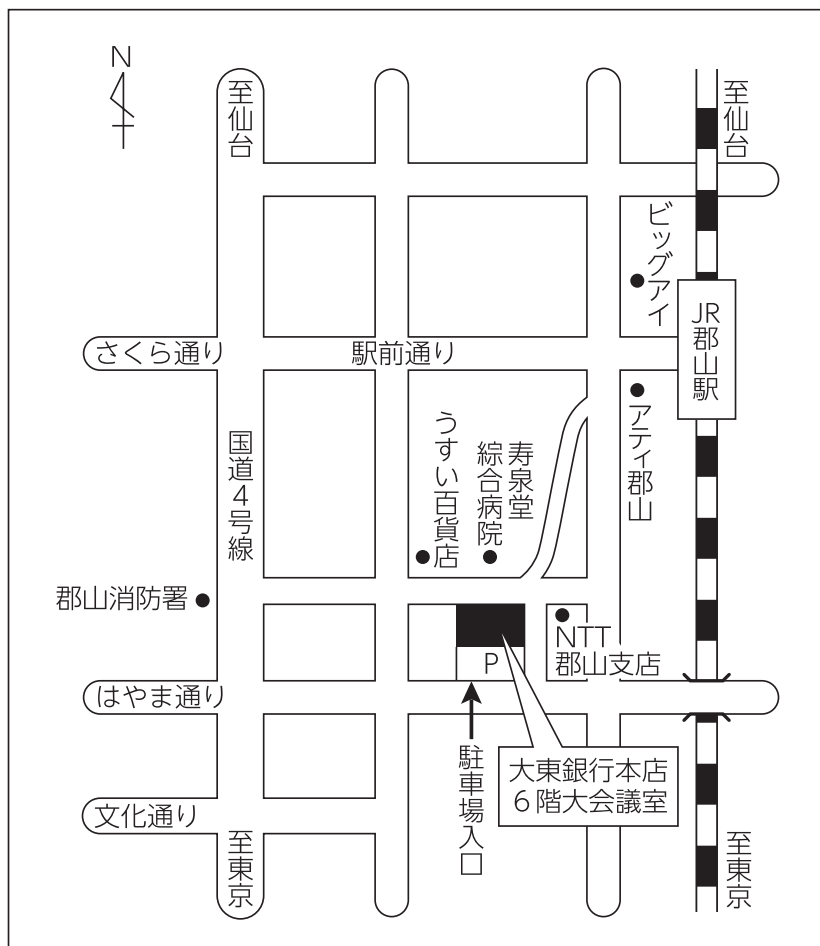
以 上

株主総会会場ご案内図

福島県郡山市中町19番1号 (〒963 - 8004)

当行本店大会議室 (6階)

電話(024)925 - 1111



- ・ JR郡山駅より徒歩5分
- ・ 車でお越しの株主さまは、本店南側のリパーク郡山大東銀行南駐車場をご利用願います。